

## 議案第15号

### 清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

平成30年3月6日提出

清水町長 阿部 一男

### 清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例

清水町国民健康保険条例（昭和34年清水町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1章を次のように改める。

#### 第1章 この町が行う国民健康保険の事務

（この町が行う国民健康保険の事務）

第1条 この町が行う国民健康保険の事務については、法令に定があるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章の章名を次のように改める。

#### 第2章 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会

第2条の見出しを「（市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議

会の名称及び委員の定数)」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は清水町国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とし、委員の定数は次の各号に定めるところによる。

第9条第1項中「10,000円」を「30,000円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。